

W LEAGUE

登録規程

第1条（登録規程）

本規程は、会員チームが有するチームの選手及びスタッフ等（以下「選手等」という）の WJBL 登録（以下、「登録」という）に関する規則を定めるものである。

第2条（登録の目的等）

- （1）登録は、当該年度（4月1日～翌3月末日）における W リーグを含む公式試合を円滑かつ公平に運営することを目的とする。登録に係る申請内容は、真実に基づくものでなければならない。
- （2）登録の効力は、当該年度に限られる。但し、当該年度に開始したレギュラーシーズン及びこれと一体となる試合（以下「W リーグ公式戦」という）が当該年度を超えて開催される場合は、当該開催試合終了時まで延長される。

第3条（登録の条件）

- （1）登録できる選手は、「日本人選手」と「外国籍選手」とする。
- （2）現に日本国籍を有する者（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した者（以下、帰化選手という）を含む）及び公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、JBA という）基本規程第99条1項各号に該当し「日本人選手」と見做される者を総称して「日本人選手」という。なお、同条項の各号に該当し「日本人選手」と見做することができる選手が、満16歳となった後に帰化した場合、見做し日本人選手の効力は失わず帰化選手扱いとしないものとする。
- （3）「外国籍選手」とは、日本国籍を有しない者のうち、前項の見做し日本人選手を除いた者をいう。
- （4）「外国籍選手」にかかる登録等の手続は、本規程のほか別途定める規程による。

第4条（登録の手続）

- （1）会員チームは、選手登録に際し、WJBL に対し、選手毎に次の書類を提出しなければならない。
 - ① エントリーシート（JBA 競技番号を含む）
 - ② 選手同意書（（3）項により選手が提出したものをいう）
 - ③ パスポート（写）
 - ④ 外国籍選手登録承認書（WJBL 理事会承認日本人選手は不要）
 - ⑤ 経歴等の情報
 - ⑥ 前各号の他、WJBL が指定する書類
- （2）ヘッドコーチまたはアシスタントコーチの登録は、JBA が認定したコーチライセンスを保有している者に限ることとする。但し、JBA 及び WJBL 理事会の承認により例外として扱われる者に関しては、この限りではない。
- （3）選手が、現在所属する会員チームまたは新たに入団する会員チームでの登録を希望し、当該チームが合意した場合は、選手は、「選手同意書」を当該チームに提出しなければならない。
- （4）会員チームは、選手登録に際し、選手に支払う報酬、インセンティブ及び赴任関係費等について、別途 WJBL が定める基準に従い、選手との契約書その他書面に明示しなければならない。

第5条（登録人数）

- (1) 登録選手数は、1チームあたり10名以上20名以下とする。
当該年度の登録を希望する会員チームが、特別な事情により、次条に定める一次エントリーの締切日において、登録人数が10名未満となる場合は、WJBL 理事会の承認を必要とする。なお、次項以下の外国籍選手は、登録選手数の内数とする。
- (2) 日本人選手のうち、帰化選手の登録人数は、1チームあたり1名以下とする。
- (3) 外国籍選手の登録人数は、1チームあたり2名以下とする。
- (4) 各試合における登録人数（ゲームエントリー）及び試合中に同時にコートで競技できる選手（オンザコート）の人数については、別途「運営ガイド」において定めるものとする。

第6条（登録の期限）

- (1) 会員チームは、Wリーグ公式戦が開幕する5ヶ月前の月末（原則として毎年5月末日）までに、選手等の登録を行わなければならない（以下、本登録を「一次エントリー」という）。但し、Wリーグ公式戦が開幕する2ヶ月前の月末（原則として毎年8月末日）までに追加登録（以下、本登録を「二次エントリー」という）をすることが出来る。
- (2) 前項但し書きにかかわらず、前年度においてJBA登録実績のない選手について当該年度のレギュラーシーズンの三分の二の日程が経過する日までに追加登録（以下、本登録を「最終エントリー」という）をすることが出来る。
- (3) 第10条に定める特例選手については（1）項は適用されず、アーリーエントリーについては第14条が適用される。

第7条（登録外選手）

- (1) 前年度のWJBL登録選手が、移籍または引退を希望する場合、会員チームは、WJBLが定める期日・方式に従い、自由契約選手としなければならないが、一次エントリー締切日までにいずれの会員チームにも選手同意書の提出を行わなかった選手も同様とする。自由契約選手が二次エントリー締切日までに登録されなかった場合は、登録外選手となる。
- (2) 会員チームは、登録外選手を公式試合に出場させてはならず、保有することもできない。保有とは、将来の当該チームとしての登録を前提に、試合への帯同や練習への参加を行うことをいう。
- (3) 会員チームが（1）（2）項またはそれらの趣旨に違反し、または抵触していることが客観的に疑われる場合は、WJBL理事会は、当該会員チームを調査（事情聴取、書面の提出等）し、対処方法を審議・決定する。当該会員チームは、調査に誠実に対応し、決定に従わなければならない。

第8条（登録外選手の再登録手続き）

登録外選手は、当年度は登録できず、翌年度に再登録する場合は、移籍登録手続によらず本登録規程に則って手続きを行うものとする。

第9条（二重登録の禁止）

選手等は、一つのチームのみに所属することができ、複数のチームに所属し、あるいは重複して登録をすることはできない。

第 10 条（特例選手）

外国のバスケットボールチームに登録している選手及び登録を目指して海外に滞在する選手のうち、WJBL 理事会が、特に技量に優れ、日本の女子バスケットボール界に多大の貢献が期待されると認めた選手を「特例選手」とし、「特例選手」については、最終エントリー締切日までの間は、国内で最後に所属した会員チーム（「元所属チーム」という）による当該年度の登録申請を認める。特例選手については、当該年度中は、元所属チーム以外のチームは移籍交渉をしてはならない。

第 11 条（登録の変更・拒否・抹消）

- (1) 会員チームは、第 4 条（1）項に定める「WJBL 登録手続資料」の内容について変更が生じた場合は、速やかに WJBL に届出をしなければならない。
- (2) WJBL は、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者、又は WJBL にとって著しい不利益となる行為を行った者の登録を認めず、既に登録がされていた場合は、これを取り消すことが出来る。
- (3) 登録において虚偽の記載がある場合も、前項と同様とする。

第 12 条（登録規程違反行為）

本登録規程に違反した会員チームについては、WJBL 理事会にて対処方法を審議し決定する。当該チームは、WJBL 理事会の決定に従わなければならない。

第 13 条（その他の登録）

- (1) 選手は、登録前に、JBA における選手登録に関する諸手続きを完了していなければならない。申請に必要な書類や手続・方法は別途 JBA が定めるものに従うものとする。
- (2) 外国籍選手は、登録前に、国際バスケットボール連盟（以下、「FIBA」という）における選手登録に関する諸手続き、および、国籍を有する国のバスケットボール協会との間の国際移籍に関する手続き（以下、LOC という）が完了していなければならない。申請に必要な書類や手続・方法は別途 FIBA が定めるものに従うものとし、これらの完了については、当該選手の登録を希望するチームの責任で確認するものとし、WJBL はこれらの手続きの適合性について関与しない。
- (3) 会員チームは、JBA 及び WJBL 以外のバスケットボール競技関係団体又は連盟等に、重複してチーム登録することはできない。

アーリーエントリーについて

第 14 条（アーリーエントリーの定義）

アーリーエントリーとは、第 16 条に定める学校に在学中である競技者が、会員チームとの入団契約が内定した場合、当該内定をした年度内において、入団契約締結前に登録できる制度をいう。

第 15 条（アーリーエントリーの目的）

アーリーエントリーは、W リーグにおける将来の活躍が期待される若手競技者に、早期に活動の場を提供することにより、若手選手の育成とリーグの戦力向上を図ることを目的とする。

第 16 条（アーリーエントリーの対象競技者）

- (1) アーリーエントリーの対象競技者（以下「対象競技者」という）は、学校教育法第 1 条に定める学校のうち高等学校以上、または同法 124 条に定める専修学校もしくは同法 134 条に定める各種学校のうち高等学校相当課程以上に所属する者のうち、当該年度に卒業を予定している者とする。

- (2) 対象競技者が外国籍選手の場合は、アーリーエントリーにあたり WJBL 専務理事の承認を得なければならない。
- (3) 対象競技者の人数制限は設けない（外国籍選手等を含む）。但し、次年度の一次エントリー時には、第5条で定めたチーム登録可能人数を遵守しなければならない。
- (4) (1) で定める各種学校を中退した選手についてはアーリーエントリーの対象外とする。

第17条（アーリーエントリー契約）

アーリーエントリーの実施にあたっては、対象競技者、所属学校、チームの三者で、期間、費用および補償等に関して、契約（覚書を含む）を締結しなければならない。なお、対象競技者が未成年者の場合は、親権者が代理して契約を締結する。

第18条（アーリーエントリー登録手続）

- (1) 対象競技者の登録は、所属する学校チームの公式試合が終了するまで行うことはできない。
- (2) 対象競技者の登録は、所属する学校チームの選手登録を抹消した上でなされなければならない。会員チームは、第4条で定める書類と共に、「アーリーエントリー申請書」並びに当該選手及び学校チームと取り交わした「入団内定合意確認書」を WJBL に提出しなければならない。

第19条（アーリーエントリーの期間）

- (1) 対象競技者の登録の有効期間は、登録時から当該年度終了までとする。なお、第2条(2)但し書きが適用される。
- (2) 会員チームは、次年度の W リーグエントリー時に、対象競技者を、通常の登録手続により登録しなければならない。登録ができない特別の事情が存在する場合は、WJBL 理事会の承認を必要とする。

第20条（アーリーエントリー規程違反行為）

第14条ないし前条の規定に違反した会員チームについては、WJBL 理事会にて対処方法を審議し決定する。当該チームは、WJBL 理事会の決定に従わなければならない。

運用および改正

第30条（運用または解釈）

本規程の運用または解釈に疑義が生じた場合は、細部に関しては WJBL 運営部会にて協議の上適切に対処し、同運営部会において協議が整わない場合その他重要事項については、WJBL 理事会で審議し決定する。

第31条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第32条（施行）

本規程は、2025年5月15日から施行するものとし、本規程の施行前に登録および申請については、本規程は適用しない。

〔改正〕

2014年4月24日

2015年5月28日

2017年1月19日（アーリーエントリー規程追加）

2017年4月1日（移籍規程追加修正）

2018年3月1日（登録規程改定 移籍規程分割）

2023年1月19日

2025年5月15日